

平成 24 年 11 月 27 日

電動車いすを使用中に死亡事故が発生しています！

先日、電動車いす^{※1}を使用中に、使用者が踏切で列車にはねられて死亡した事故が、消費者庁に報告^{※2}されました。電動車いすを使用されている際に起こった死亡・重傷事故は、今年 4 月以降、この事故を含めて既に 11 件が報告されています。

消費者庁では、電動車いす（ハンドル形）の使用について、平成22年9月及び平成23年9月に注意喚起を行いました。今年度に入り、事故の発生が多くなっていることから、改めて、電動車いすを運転する際などの事故予防のポイントをお知らせします。

※1 電動車いすには、大きく分けて自操用と介助用の2種類があります。

一般には、自操用のもので、ジョイスティック（1本の棒を前後左右に倒すことで、前進・後進、左折・右折を行う装置）で操縦を行うタイプと、ハンドルで操縦を行うタイプが多く見られます。



図1 ジョイスティック形の
電動車いす(イメージ図)



図2 ハンドル形の電動車いす
(イメージ図)

※2 消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号）第 35 条第 1 項及び第 2 項による報告。

1. 死亡等の事故の状況について

(1) 重大製品事故の件数

電動車いすによる死亡・重傷を含む重大製品事故は、平成 23 年度には 7 件の報告がありましたが、平成 24 年度は、11 月 27 日現在、既に 12 件の報告がされ、昨年度よりも増加しています。そのうち、死亡事故は 7 件のほり、重傷事故も 4 件となっています。なお、過去 5 年間では、全体で 71 件の報告があり、そのうち死亡事故は 38 件、重傷事故は 27 件となっています。

また、65 歳以上の方が被害を受けた事故件数は、全体の約 7 割を超えています。

表1 死亡・重傷を含む重大製品事故の状況^{※3}

(人)

報告受理年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 ^{※4}	合計
死亡	5	6	9	7	4	7	38
重傷	5	7	8	1	2	4	27
火災	0	2	0	2	1	1	6
合計	10	15	17	10	7	12	71
うち、65歳以上の方の被害 ^{※5}	5	11	16	7	3	9	51

※3 本表の「死亡」、「重傷」は、消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度が施行された平成19年5月以降の集計による事故報告件数。

※4 平成24年度は、平成24年4月1日から平成24年11月16日までに「消費生活用製品の重大事故に係る公表」により受理・公表した件数。

※5 被害を受けた方の年齢が不明のケースは件数に含まない。

(参考)

警察庁の資料をみると、最近5年間の電動車いすの交通事故件数は、年間約200件以上で推移しています。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）では、基準に適合する電動車いすを利用している人は歩行者として扱われる^{※6}ため、電動車いすの利用者同士や電動車いすと歩行者との事故は、交通事故の死傷者数には含まれていません。こうした事故も発生していますので、道路を走行する際には十分御注意ください。

※6 道路交通法第2条第1項第11の3号及び同条第3項第1号。

- ・警察庁「電動車いすの安全利用に関するマニュアルについて」
<http://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku12/tebiki.htm>

(2) 重大製品事故の概要

死亡・重傷事故が起きた状況について、以下にまとめました。死亡・重傷事故は、踏切内で発生したものばかりでなく、川、道路の側溝、用水路などへ電動車いすごと転落したり、坂道の通行時の転倒などによって多く発生していることが分かります。

表2 重大製品事故の概要について

事故の形態		事故の概要（発生した事故の一部）
① 踏切内で 電車と接 触 7件	死亡 6件	・踏切内で電車にはねられ死亡。
	重傷 ^{※7} 1件	・踏切内で停止したため、電車と接触し重傷を負った。バッテリーの残量が少ない状態で踏切内に進入し、バッテリーが切れて踏切内で停止したためと推定。
② 転落 31件	死亡 24件	・川、道路の側溝、用水路、水田、堤防下の海又は池等で、使用者が電動車いすとともに発見され、死亡が確認された。
	重傷 ^{※7} 7件	・土手から転落して、重傷を負った。 ・水路（又は側溝）に転落して、重傷を負った。
③ 転倒 17件	死亡 4件	・下り坂を走行中に急ハンドルで横転したとみられる事故で死亡。 ・下り坂を走行中、山側の斜面に乗り上げ横転、頭を強打し死亡。
	重傷 ^{※7} 13件	・スロープを登坂走行中、電動車いすが後方へ転倒。 ・傾斜のきつい下り坂を走行中に落ち葉の上でスリップして制御不能となり、土手に衝突、横転。 ・転倒防止バーを収納したまま車道と歩道との段差（約4cm）を乗り越えようとして、電動車いすが後方に傾き、転倒したものと推定。
④ その他 10件	死亡 4件	・左カーブの急な下り坂で電動車いすの下敷きになっている使用者が発見され、病院に搬送されたが翌日死亡。 ・道路上に使用者が倒れており、病院に搬送されたが死亡。現場に電動車いすがあった。
	重傷 ^{※7} 6件	・ガードレールの支柱に衝突した。 ・交差点で乗用車と衝突し、電動車いすから落下して重傷を負った。 ・電動車いすで走行中、前方の歩行者に接近したが、ブレーキ操作を間違えて加速し、そのまま前方の歩行者に衝突して、歩行者が重傷を負った。
⑤ 火災 6件		・駐輪場に置いていた電動車いすが焼損。 ・電動車いすを充電中に当該製品から出火。
計 71件		

※7 重傷：治療等に要する期間が30日以上を負傷。

2. 死亡・重傷事故以外の事件事例

死亡・重傷事故にはならなかったものの、次のような身近な利用の場面で、大きな被害につながり得る事故も報告されています。

《事例》※8

- ・ レンタルした電動車いすの転倒防止ストッパーを作動させない状態で引き渡されたため、転倒してけがをした。

(2011年10月受付、70歳代男性)

- ・ 高齢の妻がスーパーで買い物中に、高齢女性が乗った電動車いすに足をひかれてけがをした。

(2010年7月受付、70歳代女性)

※8 事故情報データベースに登録された情報。現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

3. 電動車いす使用時の事故予防のポイント

事故を防ぐために、電動車いすの使用にあたっては、次のようなことに気を付けてください。

(1) 大きな事故を防ぐために

【踏切で】

- ・ 線路の溝にはまらないよう、線路に対して直角に横断してください。
- ・ 脱輪しないよう、踏み切りの端に寄り過ぎずに通行しましょう。
- ・ 踏切内で立ち往生した場合には、慌てず、周りの人に協力してもらって、踏切の非常ボタンを押してもらい、速やかに踏切内から脱出してください。



☆使用している電動車いすのクラッチの解除方法を覚えておきましょう

踏切などで立ち往生した場合に、周りの人に手押ししてもらって脱出するには、クラッチの解除が必要です。とっさの場合に、すぐに助けを求められるように、使っている電動車いすのクラッチの解除方法を確かめておきましょう。

【道路で】

- ・ 転落や転倒を防ぐため、道路の端に寄り過ぎない。
- ・ 水田、川や池の土手、海などの転落の危険のある場所には近寄らない。
- ・ 砂利道などの舗装されていない道、濡れた落ち葉などで滑りやすい場所などでは乗らない。
- ・ ほかの歩行者にも十分注意して通行しましょう。



【坂道や段差などで】

- ・ 転倒を防ぐため、急な坂道の通行は避けましょう。
- ・ 転倒防止バーは、必ずおろし、正しくセットして使用しましょう。 収納したまま上り坂や段差などを通行すると、後方へ転倒する危険があります。
- ・ 大きな段差を乗り越えたり大きな溝を渡ることは、転倒したりタイヤが挟まって走行不能となることにつながりますので、避けましょう。



(2) 日頃の注意

【運転前には点検】

- ・ バッテリー：残量がなくなって、踏切の中や坂の途中などの思いもよらない場所で止まってしまう危険があります。残量は十分か、確認しましょう。
- ・ 操作レバー、モーター、タイヤなど：正常に作動しているか、異常な音がしていないか、亀裂や磨耗などはないか、確認しましょう。



【異常がある場合には】

- ・ 点検や運転の際に異常を感じる場合には、そのまま使用せず、必ず販売店やメーカーの点検・整備を受けましょう。
- ・ そのほか、定期点検等も利用しましょう。

(3) より安全な利用のために

- ・ 電動車いすの利用を考えている方は、御自分にあった製品を選定できるよう、介護関係の方や製造業者等に、十分に相談を行ってください。
- ・ 新しい電動車いすに乗る際や乗り換えの際には、必ず乗り方の指導を販売店や製造事業者などから個別に受け取ってください。



- ・ 電動車いすの運転に慣れ、安全に利用するために、製造事業者や地域の福祉関連団体等が開催する安全運転講習会(*)に参加しましょう。
- ・ 電動車いす利用者の御家族など周囲の方は、利用者が電動車いすを安全に使用されるように、見守りをお願いします。

(*)安全運転指導講習会

電動車いす製造事業者や福祉関連団体が主催し、高齢者などに電動車いすを安全に利用していただくための安全運転指導講習会が各地で開催されています。

〔参考〕

電動車いすの使用については、次のウェブサイトでも注意を呼び掛けています。御参考になさってください。

○電動車いす安全普及協会^{※9} <http://www.den-ankyo.org/index.html>

ホームページ上に、動画で、利用者が電動車いすの乗車時及び点検時に注意すべき事項や安全に利用いただくための事項を紹介するなど、事故防止のための取組を行っています。また、製造事業者や福祉関連団体による安全運転指導講習会の開催等の情報を提供しています。

※9 電動車いすの製造事業者等 12 社が加盟。

- ・ 動画：<http://www.den-ankyo.org/guidance/movie.html>

○独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

動画（転倒や事故につながる誤った操作の再現動画）やミニポスターにより事故防止のための注意喚起を行っています。

- ・ 動画：<http://www.nite.go.jp/jiko/poster/swf/0331.swf>
：<http://www.nite.go.jp/jiko/poster/swf/0332.swf>
：<http://www.nite.go.jp/jiko/poster/swf/0333.swf>

- ・ ミニポスター：<http://www.nite.go.jp/jiko/poster/data/0330.pdf>

- ・ 注意喚起

「ハンドル形電動車いすによる事故の防止について（注意喚起）」（平成 22 年 7 月 22 日）

<http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs100722.html>

○消費者庁

・注意喚起

「電動車いす(ハンドル形)の使用に関する注意喚起について」(平成23年9月22日)

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/110922kouhyou_4.pdf

「電動車いす(ハンドル形)の使用に関する注意喚起について」(平成22年9月8日)

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/100908kouhyou_3.pdf

本件に関する問合せ先

消費者庁消費者安全課 河岡、須藤、大木

TEL : 03(3507)9137 (直通)

FAX : 03(3507)9290

HP : <http://www.caa.go.jp/>